

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
札幌市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	札幌市	高齢者施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム 障がい者施設：障がい者施設支援・障害児入所支援施設・養護学校 医療機関：療養型医療機関、精神科医療機関、透析医療機関	法人に直接雇用されている方（事務職員も含む）＋入院患者・入所者等に接触するおそれのある委託職員	個別検体によるPCR検査及び抗原定量検査	令和3年4月1日～9月30日	月1回	584	403	32	149
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	高齢者施設：上記に加え、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 障がい者施設・医療機関：同上	同上	一部は抗原定性検査	【まん延防止等重点措置】令和3年5月12日～5月15日 【緊急事態措置】令和3年5月16日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	2週間に1回	1,338	1,157	同上	同上
宮城県	仙台市を除く宮城県全域	入所型高齢者施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)、障害者入所施設 通所系介護サービス事業所等（通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、単独型短期入所生活介護）、障害児者通所事業所	施設従事者（派遣、委託職員を含む）	抗原定性検査	令和3年4月中旬～6月30日	1週間に1回（1人あたり5回）	1,734	1,256	478	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）				
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関		
仙台市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	市全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所 【障害者施設】 障害者支援施設（入所） 【通所系事業所】 ・通所系介護サービス事業所等（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） ・障害福祉サービス事業所等（通所系、就労系、地域活動支援センター、放課後等デイサービス等）	施設従事者(常勤・非常勤、派遣職員を問わず入居(利用者)者と直接接する者を含む)	PCR検査又は抗原定量検査	令和3年4月中旬以降～7月2日	おおよそ1週間に1回程度	1,494	876	618	—	
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月5日～5月11日	同上	同上	同上	同上	同上	—
福島県	感染拡大地域	高齢者施設等	施設職員等（直接処遇職員、事務職員、委託職員等）	PCR検査	令和3年4月1日～6月30日	感染状況を踏まえながら検討	445	418	27	—	
福島市	福島市内	高齢者および障がい者入所施設	上記施設職員(直接処遇職員・事務職員・委託職員など)	唾液検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	期間内に1回	229	139	90	—	
群馬県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全市町村（中核市を除く）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び障害児者入所施設等	施設の従事者	抗原定性検査	令和3年4月中旬～6月30日（予定）	原則として2週間に1回	876	839	37	—	
まん延防止等重点措置分	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日	同上	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
前橋市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	前橋市内	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び住宅型有料老人ホーム等、障害児者入所施設	施設の従事者	抗原定性検査	令和3年5月16日～6月30日（予定）	原則として2週間に1回	236	228	8	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日	同上	同上	同上	同上	—
高崎市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	高崎市	高齢者施設、障害者施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員など）を含む施設職員	抗原定性検査	令和3年5月16日～6月13日（予定・まん延防止等重点措置適用期間）	2週間に1回程度	330	280	50	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日	同上	同上	同上	同上	—
埼玉県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全域（政令・中核市を除く）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム 障害者支援施設及び共同生活援助事業所（グループホーム）	従事者（事務職員、委託職員、派遣職員、運転手なども含む）及び新規入所者	個体検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	2週間に1回程度（期間中に5回）	1,857	1,457	400	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	所沢市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	同上	同上	同上	令和3年4月28日～7月11日	同上	【精査中】			—
さいたま市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	さいたま市内全域	①入所型高齢者施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型事業所） ②障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所、生活ホーム	①②ともに、上記施設の従事者（事務職員、委託・派遣職員等を含む）及び新規入所者	PCR検査（プール方式）	令和3年4月下旬～6月30日（予定）	2週間に1回	646	512	134	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月20日～7月11日	同上	同上	同上	同上	-
川越市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	川越市内全域	[高齢者施設] ・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所・短期入所生活介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅・生活支援ハウス [障害者施設] ・障害者支援施設・障害者グループホーム	施設従事者（委託・派遣含む）、新規入所者	個別検体によるPCR検査（唾液採取方法）	令和3年4月26日～6月30日（予定）	2週間に1回程度（計画期間内に1人5回予定）	127	98	29	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月28日～7月11日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）				
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関		
川口市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域		・特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・介護老人保健施設・短期入所療養介護 ・介護医療院・介護療養型医療施設・特定施設入居者生活介護・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ・障害者支援施設（入所施設、グループホームなど）	施設で勤務する従事者の全数もしくは一部及び新規入所者 （雇用形態は問わず、派遣、委託職員も含む。）	検査キットによるPCR検査（プーリング方式）	令和3年4月1日～6月30日 ※障害者施設については、4月12日～6月30日	2週間に1回程度（計画期間に1人5回）	299	234	65	—	
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月20日～7月11日	同上	同上	同上	同上	同上	—
越谷市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	越谷市	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム 障害者支援施設及び共同生活援助事業所（グループホーム）	介護職員のほか、事務職員、調理員、清掃員、運転手等の職員も含む ※障害者施設については、新規入居者にも実施	PCR検査	令和3年4月1日～6月30日 ※障害者施設は、4月下旬～6月30日	2週間に1回程度（期間中、1施設5回の検査）	115	92	23	—	
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月28日～7月11日	同上	同上	同上	同上	同上	—
千葉県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全域（政令市・中核市除く）	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、障害者支援施設、救護施設	対象施設職員（事務職員、委託職員、併設事業所等の職員なども含む）	唾液PCR検査	令和3年4月1日～7月31日 （※通所系、居宅は6月から）	月1回（但し、東葛飾地域の入所・居住系は月2回）	4,761	3,200	1,561	—	

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	市川市、松戸市、浦安市	同上	同上	同上	令和3年4月20日～7月11日	2週に1回程度（5月は月2回。6月はまん延防止等重点措置区域指定の継続次第による）	308	305	3	—
まん延防止等重点措置分	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、野田市、流山市、我孫子市	同上	同上	同上	令和3年4月28日～7月11日	2週に1回程度（5月は月2回。6月はまん延防止等重点措置区域指定の継続次第による）	301	295	6	—
千葉市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	市内全域（千葉市保健所管轄区域）	高齢者入所系・居住系施設、通所系・訪問系事業所および居宅介護支援事業所並びに障害者入所系・居住系施設、通所系・訪問系事業所および計画相談事業所並びに救護施設	対象施設等の全従事者（介護・看護従事者だけでなく、事務、清掃、警備、調理など含む）最大約27,000人（高齢：約23,570人 障害：約3,400人 生活保護：約30人）	個体検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	月1回	2,000	1,380	620	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月28日～7月11日	2週に1回程度（5月は月2回。6月はまん延防止等重点措置区域指定の継続次第による）	2,000	1,380	620	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
船橋市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	市全域	○高齢者施設 ・入所系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム（サービス付高齢者住宅含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（単独事業所）） ・通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） ○障害者施設 ・入所系サービス（障害者支援施設、共同生活援助、短期入所） ・通所系サービス（生活介護、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援、生活訓練）	介護職員、事務職員等	抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）または個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	月1回	552	387	165	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月20日～7月11日	2週間に1回程度	同上	同上	同上	—
柏市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	柏市内	《高齢者施設》特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入所者生活介護、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム 《障害者施設》施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練 《医療機関》病院、有床診療所	対象施設職員（事務職員、委託職員なども含む）	唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	1～2カ月に1回	193	136	37	20
まん延防止等重点措置分	同上	特別養護老人ホーム（広域型のみ）	同上	抗原検査法（簡易キット、鼻腔ぬぐい）による検査	令和3年4月20日～7月11日	2週間に1回程度（期間中に1～2回）	18	18	0	0

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
東京都 ※緊急事態措置を講ずべき区域	都全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、介護療養型医療施設、有料老人ホーム（※1）、サービス付き高齢者向け住宅（※1）、軽費老人ホーム（※1）、認知症高齢者グループホーム ※1 特定施設入居者生活介護のみ 【障害者（児）施設】 障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、共同生活援助（※2）、救護施設（※2） ※2 5/25付で追加 【医療機関】 精神・療養病床などを有する医療機関	従事者（各施設の判断により直接処遇職員以外を対象とすることも可）	個別検体によるPCR検査等	令和3年4月1日～6月30日	月1回程度 医療機関は週1回を 検討	3,599	2,335	968	296
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	23区、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、八王子市、町田市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】 4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 6月21日～7月11日	週1回程度 ※措置区域外も含め都全域で実施	同上	同上	同上	同上
神奈川県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、居宅介護支援事業所 【障害者（児）施設】 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護（病院）、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	従事者	個別検体によるPCR検査	令和3年4月下旬～6月30日	1週間に1回	17,100	12,349	4,751	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	横浜市、川崎市、相模原市	同上	同上	同上	令和3年4月20日～7月11日	同上	【精査中】			
まん延防止等重点措置分	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	同上	同上	同上	令和3年4月28日～7月11日	同上	【精査中】			
まん延防止等重点措置分	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	同上	同上	同上	令和3年5月12日～7月11日	同上	【精査中】			
まん延防止等重点措置分	平塚市、小田原市、秦野市	同上	同上	同上	令和3年6月1日～7月11日	同上	【精査中】			
石川県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	金沢市	【高齢者施設等】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム 【障害者支援施設等】 障害者支援施設、障害児入所施設 【救護施設】 救護施設 【医療機関】 病院、有床診療所	施設従事者（事務職員、委託職員なども含む）	PCR検査及び抗原定量検査	令和3年5月16日～6月13日	2週間に1回程度	308	220	15	73
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日	同上	同上	同上	同上	同上

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
岐阜県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全域（保健所設置市を除く）	【高齢者入所施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス 【障がい者入所施設】 障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設	①施設職員のうち利用者と接する職員 ②施設外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員	簡易キットによる抗原定性検査又は唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	2週間に1回程度（抗原定性検査期間中各施設4回まで、PCR検査期間中各施設2回まで）	900	760	140	—
まん延防止等重点措置分	大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、八百津町	同上	同上	同上	令和3年5月12日～6月20日	2週間に1回程度	500	420	80	—
岐阜市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	岐阜市全域	【高齢者入所施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス 【障がい者入所施設】 障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設	①施設職員のうち利用者と接する職員 ②施設外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員	唾液によるPCR検査	令和3年4月～6月	PCR検査 期間中2回まで	268	233	35	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月12日～6月20日	2週間に1回程度	130	112	18	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
愛知県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	愛知県全域 (保健所設置市を除く)	(高齢者施設) 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、 (障害者施設等) 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム、救護施設	施設職員(職種、雇用形態は問わない)	P C R 検査	令和3年5月12日～6月30日	週1回程度（期間中1人最大6回まで）	1,434	1,147	286	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月12日～7月11日	同上	同上	同上	同上	—
名古屋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	名古屋市全域	(高齢者施設) 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、有料老人ホーム（住宅型のみ）、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス (障害者施設等) 障害（児）者支援施設、障害者グループホーム、福祉ホーム、療養介護、救護施設	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	P C R 検査	令和3年5月10日～6月30日	週1回程度（期間中1人最大8回まで）	1,223	962	261	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月20日～5月11日 【緊急事態措置】5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】6月21日～7月11日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
豊橋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	豊橋市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（障害者施設） 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査	契約・検査実施～令和3年6月30日	月1回程度（期間中1人最大2回まで）	143	103	40	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 6月21日～7月11日	週1回程度（最大6回）	同上	同上	同上	—
岡崎市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岡崎市内全域	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、障がい（児）者入所施設、障がい者グループホーム等	施設従事者	PCR検査	令和3年5月中旬～6月30日	週1回程度（期間中1人最大6回）	121	98	23	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 6月21日～7月11日	週1回程度（期間中1人最大4回まで）	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
豊田市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	豊田市全域	(高齢者施設) 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（地域密着型を含む） (障害者施設等) 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム等	施設職員（従事者）全員 約4千人	個別検体によるPCR	令和3年5月12日～6月30日	月1回程度（期間中一人最大2回まで）	136	108	28	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 6月21日～7月11日	週1回（最大6回）	同上	同上	同上	—
一宮市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	一宮市全域	(高齢者施設) 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（地域密着型を含む） (障害者施設等) 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム、救護施設	施設職員(職種、雇用形態は問わない)	PCR検査、抗原定量検査のいずれか	令和3年5月中旬～6月30日	週1回程度（期間中1人最大6回まで）	187	153	34	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 6月21日～7月11日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
三重県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市	高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 障がい者施設：短期入所、施設入所支援、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設	施設従事者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員等及び当該施設で業務を行う併設施設の従事者を含む）	唾液を用いたPCR検査	令和3年5月12日～7月31日	2週間に1回程度	758	646	112	—
まん延防止等重点措置分	上記から津市を除いた地域	同上	同上	同上	令和3年5月12日～6月20日	概ね1週間に1回程度	558	484	74	—
京都府	全府域（京都市を除く）	（入所施設） 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者・児入所施設 （通所系事務所） 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス	上記施設に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む）	PCR検査	令和3年4月下旬～7月31日	（入所施設）3回 （通所系事務所）2回	1,463	809	654	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
京都市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	京都市域	（入所施設） 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護 （通所系事務所） 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	施設従事者及び入所者	個別検体によるPCR検査	令和3年4月26日～6月30日	感染状況等を踏まえ設定	1,139	1,139	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	週に1回程度	同上	同上	0	0

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
大阪府	府保健所が管轄する地域	<p>【高齢者施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む）、通所介護（地域密着型通所含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、短期入所生活介護、短期入所療養介護</p> <p>【障がい者施設】 障がい者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む）、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）</p> <p>【保護施設】 救護施設</p>	<p>従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む。常勤・非常勤を問わず。</p>	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月5日～6月30日	2週間に1回	約3,450	約2,100	約1,350	—
大阪市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	大阪市内	<p>【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>【障がい者施設】 障がい者支援施設、障害児入所施設（医療型）、障害児入所施設（福祉型）の全部、共同生活援助、宿泊型自立訓練、療養介護</p>	<p>従事者 ※常勤・非常勤、介護職員・事務職員等を問わず、対象施設で勤務するすべての者（対象施設で、調理や清掃を行う受託業者の者を含む）</p>	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	<p>・概ね2週間に1回 ・6回まで</p>	1,400	1,100	300	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム	同上	同上	<p>【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日</p>	概ね1週間に1回	159	159	—	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
堺市	堺市内	<p>【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ※併設する通所・短期入所サービスを含む</p> <p>【障がい者施設】 障害者支援施設、共同生活援助事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、福祉ホーム ※併設する通所・短期入所サービスを含む</p> <p>【保護施設】 救護施設</p>	<p>従事者 ※対象施設内で勤務する職員で、利用者と直接接する、施設内で一定時間業務に従事する等、感染防止対策のため施設が必要と認める者。（職種や常勤・非常勤の別、施設運営法人との雇用関係の有無は問わない。）</p>	個別検体によるPCR検査若しくは検体プール検査法によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	月1回程度（感染拡大期に集中的に検査を実施（1回目：4月中旬 2回目：5月中旬 3回目：6月中））	444	356	88	—
東大阪市	東大阪市内	<p>【高齢者施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション</p> <p>【障害者施設】 障害者支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、日中短期入所、地域活動センター（Ⅰ型・Ⅲ型）、医療型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>【保護施設】 救護施設</p>	<p>従事者 ※利用者と日常的に接する職員（職種は限定せず、委託職員も含む）</p>	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月12日～6月30日	2週間に1回	955	540	415	—
高槻市	高槻市内	<p>高齢者入所施設、 障がい者入所施設 救護施設</p>	<p>入所者・従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む</p>	個別検体による検査 ①及び②の併用（①鼻腔ぬぐい液による抗原検査（スクリーニング）②唾液採取によるPCR（①の結果による追加確定検査））	令和3年4月上旬～6月末（予定）	1週間に1回	137	124	13	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
枚方市	枚方市内	【高齢者施設】 ・特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 ・特定施設入居者生活介護事業所・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・養護老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護事業所・通所介護・小規模多機能型居宅介護 ・通所リハビリテーション（みなし、介護医療院を除く）、短期入所生活介護（単独型） 【障害者施設】 ・障害者支援施設・グループホーム・生活介護・短期入所・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月5日～6月30日	2週間に1回	489	340	149	—
八尾市	八尾市内	【高齢者入所施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 【障がい者入所施設】 障がい者支援施設、共同生活援助事業所 【児童施設】 児童養護施設	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者も含む	個別検体による抗原定量及びPCR検査	令和3年5月～6月30日	期間内に1回	166	142	24	—
寝屋川市	寝屋川市内	高齢者入所施設（特別養護老人ホーム） （5月から介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所・住宅型有料老人ホーム・介護療養型医療施設を追加予定） 障害者・児入所施設	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	概ね2週間に1度	21（5月から53予定）	19（5月から51予定）	2	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
吹田市	吹田市内	(1) 高齢者及び障がい者の入所施設及び居宅サービス等事業者 (2) 大学施設	(1) 従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む (2) 大学職員、学生	検体プール検査によるPCR検査（唾液）	(1) 令和3年5月1日～6月30日 (2) 令和3年4月1日～6月30日	それぞれ期間内に1回	876	558	318	—
兵庫県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域（保健所設置市を除く。）	[高齢者入所施設] 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 [障害者入所施設] 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、宿泊型自立訓練	従事者（対象施設またはその併設施設に勤務し、利用者と接する職員を対象とし、直接処遇職員か否かを問わない）	個別検体によるTMA法（予定）	令和3年4月～6月末	3月末までの集中的実施計画以外の対象者について1回実施することとし、その後の対応については、検査の実施結果や県内の感染状況等を踏まえて検討	1,159	931	228	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	芦屋保健所管内	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	重点措置区域における対象者には、月2回程度の実施を目指す。	41	35	6	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	宝塚・伊丹保健所管内	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月22日～4月24日 【緊急事態措置】4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	同上	262	199	63	—
神戸市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	神戸市全域	(1)高齢入所施設：特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護（グループホーム） (2)障害入所施設：施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助（グループホーム） (3)高齢通所施設：通所介護（デイサービス）、通所リハ、地域密着通所 (4)障害通所施設：生活介護（デイサービス）、短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)、就労移行支援	直接処遇職員	唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～	月1回程度のペースで定期的実施	1,606	1,005	601	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
姫路市	市内全域	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者施設入所支援を実施する障害者施設	新規入所者、新規入職者	個別検体（唾液）によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	新規入所及び新規入職の都度	279	238	41	—
尼崎市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	尼崎市	高齢者施設	高齢者施設等の従事者約3,000人	PCR検査（唾液採取・プール法）	令和3年4月1日～6月30日	2週間に1回（順次、一定割合（約15%）の検査を実施）	115	115	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	同上	同上	同上	—	—
明石市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	明石市内	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護、障害者支援施設	従事者	個別検体によるPCR検査又は抗原定性検査	令和3年4月1日～6月30日	月1回	61	59	2	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月22日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	2週間に1回程度	同上	同上	同上	—
西宮市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	西宮市	介護事業所、高齢者施設、障害者施設	従事者（事務職員、委託業者職員等、対象事業所に勤務する全ての従事者）	個別検体による抗原定量検査	令和3年4月1日～6月30日	週に1回最大200人に実施	1,652	825	827	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～6月20日 【まん延防止等重点措置】令和3年6月21日～7月11日	週に1回最大1000人に実施	同上	同上	同上	—
鳥取県	鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、救護施設、障がい者支援施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする	個別検体によるPCR検査又は抗原定量検査	令和3年4月1日～6月30日	感染状況を踏まえて随時判断	382	361	21	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
島根県	県下各保健所（7カ所）※感染状況を踏まえて随時判断	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、障がい者支援施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする	個別検体によるPCR検査又は抗原定量検査	感染状況を踏まえて随時判断	感染状況を踏まえて随時判断	510	481	29	—
岡山県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	全市町村（岡山市、倉敷市を除く）	【高齢者施設】 ①施設系（入所型高齢者施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム） ②通所系（通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、通所リハ（老健）） ③訪問系ほか（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ（老健）、居宅介護支援） 【障害者施設】 障害者支援施設、障害福祉サービス、相談支援、	従事者（事務職員、委託職員含む）	PCR	令和3年5月20日～6月30日	週に1回～2回	460	355	105	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月20日	同上	同上	同上	同上	—
岡山市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岡山市	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護施設、老人ホーム、サービス付高齢者住宅等	上記の従業者（直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする）	簡易検査キットによるスクリーニング検査（陽性となった場合は、当該人を行政検査する。）	令和3年4月30日～6月30日	概ね2週間に一度を4回実施	395	395	—	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月20日	同上	同上	同上	—	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
倉敷市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	岡山県倉敷市全域	(1)高齢者施設等 ①施設系…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ②通所系…通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護 (2)障害者施設等 障害者支援施設、共同生活援助	介護等で直接入所者等に接する職員のほか、事務員、給食調理員、清掃員等を対象とする。 常勤・非常勤を問わない。 （委託を含む。）	(1)PCR検査（唾液） (2)抗原（定性）検査（鼻咽頭等）	令和3年5月14日～6月30日	2週間に1回程度（期間中に一人当たり4回の検査を実施）	502	479	23	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月20日	同上	同上	同上	同上	—
広島県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域	高齢者施設等：特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、障害者入所施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 医療従事者：入院協力医療機関、帰国者接触外来	高齢者施設等：施設に勤務する全職員（事務職員、運転手、非常勤職員、派遣職員、施設内で勤務する委託業者の職員を含む） 医療従事者：施設に勤務する全職員（事務職員等の職員を含み、対象者は医療機関が判断する）	PCR検査、抗原定量検査	令和3年4月1日～7月31日	2週間に1回程度（月2回）	525	389	86	50
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月16日～6月20日	週1回（6月末まで）	同上	同上	同上	同上
山口県	○6市（感染拡大地域：岩国市、周南市、山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市） ○6市以外の市町（6市以外の13市町）	介護保険施設特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、介護療養型医療施設、介護医療院 障害者福祉施設障害者支援施設（入所施設）、共同生活支援事業所、自立訓練事業所（宿泊型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 医療機関精神科入院医療機関、療養型入院医療機関	施設従事者※施設に勤務する事務職員、給食職員、運転職員などを含む	だ液採取によるPCR検査（プール法含む）※民間検査機関を活用予定（業務委託）	令和3年4月1日～6月30日	計画期間中1施設あたり、1回	454	288	101	65

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
徳島県	県内全域 ※まん延等重点措置を講ずべき区域	<p><高齢者施設> 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、通所介護事業所</p> <p><障がい者施設> 障がい者支援施設、共同生活援助、障がい児入所施設、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所</p>	施設従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員・委託職員など）を含む	唾液によるPCR検査（個別又はプール法）	令和3年7月1日～	感染状況に応じ、随時判断	1,419	895	524	0
香川県	香川県全域（高松市を除く）	<p>1. 高齢者施設 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>2. 障害者施設 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、救護施設</p>	業務を通じて入所系施設の入所者に感染させるリスクのある職員で無症状の方 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護の従事者が対象※(利用者は、対象外) ※業務を通じて入所者に感染させるリスクのある従業者のうち、無症状の方	唾液を用いたPCR検査	<p>高齢者：令和3年3月29日～4月23日、5月17日～6月4日</p> <p>障害：令和3年4月17日～6月4日</p>	各期間中1回ずつ計2回	376	340	36	—
高松市	高松市	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護、小規模多機能型居宅介護障害者支援施設、共同生活援助、療養介護	業務を通じて入所者に感染させるリスクのある職員で、無症状の方 ※上記に該当する場合、直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする。 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護の従事者が対象※(利用者は、対象外) ※業務を通じて入所者に感染させるリスクのある従業者のうち、無症状の方	<p>高齢者：個別検体によるPCR検査</p> <p>障害：唾液を用いたPCR検査（自己採取）</p>	令和3年4月19日～7月31日	上記期間に4回まで（検査の間隔は各施設の任意）	307	275	32	

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
愛媛県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	松山市、新居浜市、西条市、及び宇和島市	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム等	施設の職員	P C R検査	令和3年4月12日～6月30日	1回	571	571	—	—
まん延防止等重点措置区分	松山市	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム	同上	同上	令和3年4月25日～5月22日	特別養護老人ホームについては、2回目を実施	174	174	—	—
高知県	人口10万人あたりの直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上となった保健所圏域	入所型の高齢者施設、障害者施設、医療機関(有床)	以下に掲げる者のうち、クラスター対策のために検査を行うことが必要であると施設の管理者が判断する者 ・直接入所者に接する可能性のある職員 ・外部と接触のある新規入所者 (職員には事務職員も含む。具体的な範囲は、業務内容、十分な感染対策がとれるかなどを総合的に勘案し、施設の管理者において対象者の範囲を判断すること。)	当該保健所や施設管理者等と協議をしたうえで、民間検査機関に委託して、PCR検査(個別又はプール検査)又は抗原定量検査を実施する。	令和3年4月1日～6月30日	・各保健所圏域で、人口10万人あたりの直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上となった日(基準日)の翌日から起算して2週間以内に管内の対象施設の対象者に1回の検査を実施する。 ・基準日の翌日から起算して14日を経過した日において、直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上の場合についても同じ取扱いとする。	707	428	88	191
福岡県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	保健所設置市(北九州市、福岡市、久留米市)を除く、県内全域	<高齢者施設> (1)介護老人福祉施設(地域密着型含む)、(2)介護老人保健施設、(3)介護療養型医療施設、(4)介護医療院、(5)軽費老人ホーム、(6)養護老人ホーム、(7)有料老人ホーム、(8)認知症対応型共同生活介護、(9)短期入所生活介護、(10)短期入所療養介護、(11)小規模多機能型居宅介護、(12)看護小規模多機能型居宅介護 <障がい者施設> (1)施設入所支援、(2)共同生活援助、(3)福祉型障がい児入所施設、(4)医療型障がい児入所施設、(5)短期入所	施設入所者と接する業務に従事する職員 (入所者と接する可能性のある職員を幅広く対象とし、資格や職種、雇用形態等(正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣職員等)は問わない。)	唾液を用いたP C R検査	令和3年4月1日～6月30日	1施設3回を上限(月1回程度)	2,524	1,912	612	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日	月3回を上限（週1回程度）	同上	同上	同上	—
福岡市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	福岡市内全域	・高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム 他） ・障がい者施設等（障がい者支援施設、共同生活援助事業所、放課後等デイサービス事業所 他） ・病院、診療所（一般診療所、歯科診療所）、助産所	対象施設の従事者（事務職員、委託職員なども含む） 対象施設の新規入所者（医療施設の新規入院者、介護施設の通所サービス利用者除く）	抗原定性検査	令和3年4月中～6月30日	月1回程度	6,581	2,600	1,175	2,806
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	定員100名以上の大規模高齢者福祉施設	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日	定員100名以上の大規模高齢者福祉施設は週1回程度	75	75	0	0
北九州市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	北九州市全域	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、通所系・訪問系等の全ての在宅介護サービス 障害者支援施設、療養介護事業所、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、グループホーム、通所系（障害児を除く）・訪問系等の障害福祉サービス	従事者及び利用者	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	1施設ごとに1月1回程度	2,798	2,110	688	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日	1施設ごとに2週間1回程度	同上	同上	同上	—
久留米市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	久留米市	ア. 市内介護施設等（入所、居宅、通所、訪問系全て含む） イ. 市内高齢者施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス） ウ. 障害者施設等（入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所） エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等 オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等（公立、私立）	施設従事職員	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	6月末までに基本的に1施設1回を上限として実施	1,300	780	200	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 令和3年5月12日～6月20日 【まん延防止等重点措置】 令和3年6月21日～7月11日	1施設 週1回を上限として受験可	同上	同上	同上	—
長崎県	長崎県南松浦郡新上五島町	入所系高齢者施設等	職員	PCR検査	4月～6月	週1回を2回実施予定	784	691	93	—
長崎市	長崎市全域	・入所系の高齢者及び障害者施設 ・通所系の高齢者及び障害者施設 ・訪問系の介護保険事業所	施設の職員	抗原定性検査キットによる検査	令和3年5月上旬～令和3年6月	週1回を4回程度（定期的）	1,203	943	260	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
熊本県	熊本市を除く地域	入所系の高齢者施設及び障がい者施設	対象施設の従事者（職種、雇用形態等の種別は問わない）	個別検体によるPCR検査	令和3年5月29日～7月12日	1週間に1回程度	1,060	865	195	-
熊本市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	熊本市	全ての高齢者施設、障害者施設及び医療機関	対象施設の従事者（直接処遇職員等の種別は問わない）	個別検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	1か月に1回	3,241	1,586	574	1,081
まん延防止等重点措置区分	同上	入所系の高齢者施設及び障害者施設	同上	同上	令和3年5月16日～6月13日	週1回程度（入所系の高齢者施設及び障害者施設）	488	410	78	0
宮崎県	宮崎市除く	高齢者施設	高齢者入所施設職員（主に有料老人ホーム）	PCR検査	感染が増加しつつある時	原則1回～2回	136	136	-	-
宮崎市	宮崎市	①高齢者施設（入所施設） 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム ②障がい者施設（入所施設） 障がい者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム	①直接処遇職員 ②直接処遇職員・事務職員	抗原定性検査	令和3年5月～6月	期間中2回	299	260	39	-
沖縄県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県全域	①介護サービス事業所・施設（30種別） ②障害者福祉サービス施設・事業所（30種別） ③重点医療機関、検査協力医療機関、診療・検査医療機関 ④慢性期病棟を有する医療機関、精神科病院	①、②：利用者と接触する職員（事務員、委託職員含む） ③新型コロナウイルス感染症患者等に対応する職員（事務員、委託職員含む） ④該当する病棟に従事する職員（事務員、委託職員含む）	原則、検体プール検査法による。ただし、検査効率化により、個別検体によるPCR検査とすることは可能とする。	令和3年4月1日～6月30日	期間中に一人当たり計3回の検査を実施する。検査間隔は、流行状況や検査機関の受入可能数を考慮して定める。	3,900	2,000	1,500	400

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市	①介護サービス事業所・施設（30種別）	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月12日～5月31日 【緊急事態措置】5月23日～6月20日 【まん延防止等重点措置】6月21日～7月11日	1～2週に1回を目途	1,300	1,300	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	宮古島市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月24日～5月31日 【緊急事態措置】5月23日～6月20日 【まん延防止等重点措置】6月21日～7月11日	同上	135	135	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年5月1日～5月31日 【緊急事態措置】5月23日～6月20日 【まん延防止等重点措置】6月21日～7月11日	同上	190	190	—	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	石垣市	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年5月12日～5月31日 【緊急事態措置】5月23日～6月20日 【まん延防止等重点措置】6月21日～7月11日	同上	70	70	—	—